

「棚田学会誌－日本の原風景・棚田－」投稿規程

制定：平成 11 年 12 月 4 日

改正：平成 20 年 4 月 12 日

改正：平成 22 年 12 月 18 日

1. 編集の基本方針

「棚田学会」は、棚田の歴史やそれを取り巻く民俗、地理的環境とそれに対する人々の工夫や農耕技術などの実態を明らかにし、棚田の現代的意義の解明と棚田の保全に向けて多方面の英知と熱意が集まる場として、設立されました。

本学会は、棚田の学術的研究を目的とすることはもちろんのこと、単なる学術研究者だけの組織ではなく、広く棚田に関心のある方々の参加を得て、研究の成果が現実的な棚田保全に結びつくようにすることを目指しています。

したがって、学会の機関誌「棚田学会誌－日本の原風景・棚田－」は、棚田に関する学術研究のみでなく、広く多くの会員から興味を持たれる情報、意見等を掲載することによって、会員同士の連帯を育むためのプラットフォームとしての役割を担うことを目的とします。

本誌は、年 1 回、毎年 7 月に発行されます。なお、この学会誌を補うものとして、またタイムリーな情報・意見交換の場として、「棚田学会通信」（季刊）を発行しております。

2. 投稿資格および重複投稿の禁止

投稿者は学会員とします。筆者が複数となる場合は、少なくとも筆頭著者が学会員であることとします。ただし、依頼原稿はこの限りではありません。

投稿原稿は未発表のものとし、他の学会誌等への重複投稿は認められません。ただし、既発表の原稿に新たな知見等を加えたものや、本誌掲載のために大幅に構成し直した原稿は、その旨を本文末尾等に明記して下されば、これを受理した上で、掲載の可否を編集委員会が判断します。

3. 投稿原稿の掲載欄と原稿の規定分量

投稿原稿の掲載欄は次の 4 種で、それぞれの規定分量等は以下のとおりです。希望する掲載欄を明記して投稿してください。

- ① 論文：日本および海外の棚田および棚田が存在する地域に関する歴史文化・地理的環境、棚田保全にかかる制度や運動の実態に関する考察、棚田を耕してきた人々の工夫や技術等の科学的考証等の研究論文。
規定分量は 16000 字まで（図表を含む）。
- ② 事例研究：日本および海外の棚田および棚田が存在する地域に関する事例研究。
規定分量は 8000 字まで（図表を含む）。
- ③ 報告：会員からの、棚田および棚田が存在する地域における活動、催し、新事業等の紹介。
規定分量は 8000 字まで（図表を含む）。
- ④ 文献紹介：学会員に推奨する文献図書の紹介。
規定分量は 2400 字まで。

4. 原稿の体裁

- ① 体裁：1 ページ目に、標題、著者名、所属、住所（郵便物の送付先）、e-メールアドレスを記述し、2 ページ目から本文を始め、最終ページには「要旨」を 200 字以内で記述してください。
A4 版、縦書きで、40（字）×20（行）にページ設定してください。
- ② 図表：図・写真・表は、文字を貼り込んだ状態の完全版下とし、図・写真・表の番号、タイトル、説明および出典・引用文献等を明記してください。本文中に、図・写真・表の挿入希望箇所を指定してください。図・写真・表のカラー印刷はできません。
- ③ 引用文献：盗作等の著作権侵害を起さぬよう、本文中の引用部分は「」等で括って引用文献番号を

付し、巻末には、参考文献も含めて引用文献を明示してください。引用文献は、著者名、論文名、掲載誌名、巻、号、掲載ページ、発行年の順とし、本文の最終ページに、出現順にまとめて記述してください。なお、特に図・写真・表を引用する場合は、原著者（著作権者）の了解を得ておくなど、著作権等に関わる諸権利についての処理を、執筆者が責任をもって行っておいてください。

5. 投稿方法等

① 投稿方法：原稿3部（正1部、副2部）に、テキストファイル形式で記憶させた電子媒体（3.5インチフロッピーディスク、CDなど。ソフトは、Wordまたは一太郎が望ましい）を添付してください。なお、e-mailによる投稿を歓迎します。ただしその場合でもA4紙に印刷された原稿3部（正1部、副2部）と記憶させた電子媒体を必ず別送してください。なお、手書き原稿での投稿を希望する方は、事前に編集委員会にご相談下さい。

② 送付先：

〒183-8509 東京都府中市幸町3-5-8 東京農工大学農学府千賀研究室内 棚田学会誌編集委員会宛
電話：042-367-5758 FAX：042-336-1299 e-mail：tanadagattukai@yahoo.co.jp

③ 投稿された原稿は返却いたしませんので、バックアップをとっておいてください。

6. 査読と掲載可否の決定

編集委員会は、論文、事例研究及び報告欄に投稿された原稿が本学会誌に掲載されるものとしてふさわしい内容であるかを判定するために、査読者を立てて査読を実施いたします。なお、査読は、公正を期するため、投稿者名と査読者名を全て伏せた形で行われます。

査読は、具体的には次のように進められます。

- ① 編集委員会が、各投稿原稿につき2名の査読者を指名し、査読を依頼します。
- ② 査読者は、査読要領に則って投稿原稿の査読を行い、その結果を編集委員会へ報告します。
- ③ 編集委員会は、査読結果にしたがって、著者に原稿の修正を依頼することがあります。その場合には、修正原稿を原則2週間以内に事務局に返却してください。
- ④ 修正された投稿原稿を査読者が再度査読し、その結果を編集委員会に報告し、これをもとに編集委員会が掲載の可否を決定し、その旨を投稿者に通知します。

7. 著者による校正

著者による校正は1回のみとします。編集の際に事務局が赤字修正を行った部分についても点検してください。

著者校正の依頼を受けたら、速やかに校正を行い、指定された返却期日までに返送してください。

8. 著作権

掲載された原稿の著作権（copyright）は、棚田学会に帰属するものとします。

以上